

インフルエンザの

予防、治りよりに

お茶が効きます。

“お茶でうがいと
しましゅう!!”

お茶のにかみの成分が“インフルエンザ”
ウイルスをつつみ込み治します。

大流行予防のために

皆で実行しましょう。

又、お茶を飲んでも効きます。

*ミルク等は持たない様に！
砂とうは可。ホウソウ

がんばろう

よるす新聞

2月8日

第34945号

新 戸 申

1995年(平成7年)2月8日 水曜日

神戸

定住向け11万戸確保へ

兵庫県 仮設住宅後の3年計画着手

震災復興 要望聴き最終決定

阪神大震災で家をなくした被災者らの長期的な住宅確保に向け、兵庫県や神戸市などは、三カ年の復興プラン「住宅再生計画」の検討を始めた。仮設住宅の入居期間は最長二年で、次の住まいにスムーズに移れるスケジュールで整備を進める。神戸市八万戸など被災地全体で計十二万戸が必要とみられるが、詳しい調査の上、最終的な戸数や建設場所、持ち家・賃貸比率などを決める。県は同計画を「阪神・淡路震災復興計画」に盛り込む予定。

(2、3、7、12、13、16、17、18、19、20、21面に関連記事)

住宅再生計画そのものは、必要戸数の目安を阪神間二戸と見積もっている。県が策定、神戸市以外では、八万八千戸、淡路・明石三十一戸、神戸市は、八万戸の戸数。焼損などの住宅の不足を補

修しても使えない戸数は少なくとも六万九千戸ある。これを差に設定した」と説明。「土地はあるが、マンパワと財源が必要で、同日、市役所を訪れた連日、市役所を訪れた連日、兵庫県建設省事務次官に国の支援を要請した。

しかし、県は今後、仮設住宅に入居した家族を対象に意向調査などを実施。全体戸数の修正を考案。調査では、仮設住宅での一定期間の生活の後、過

ごしたい地域や形態(戸建てか賃貸かなど)を把握し最終的な計画戸数や形態を決める。さらに市・町・村、県営、公団、公社、民間など建設主体の分担を決め、三年以内の完成を目標に着工を急ぐ。公営住宅の入居には所得制限が設けられているが、県は今後、被災者への制限除外なども国に求めていく方針。



全国から寄せられた「ゆうパック」の救護物資が続々と神戸市災害対策本部に届いている。ボランティアらが、各区のポイントに順次運び、被災者らに提供。食料品、日用品などを求める多くの市民が詰めかけている。問い合わせは市社会福祉協議会のゆうパックチーム ☎078・271・5311—7 日午後3時40分、神戸市兵庫区御崎町、御崎公園

愛の使えます

◆賃貸住宅入居申し込み受け付け(兵庫県都市住宅部) 8日後1-6、9日前9-後6、10日前9-12
以下の県救護対策現地本部相談コーナーで、東灘区野寄公園(西岡本3)、灘区浜田公園(浜田町2)、中央区宮本公園(宮本通3)、兵庫区門公園(門町2)、長田区県立文化体育館東隣(運池通) 西宮市安井小グラウンド(安井町) 芦

神戸

よるす"新聞 2月10日

県と神戸市が 独自融資制度

15日から受け付け
兵庫県と神戸市は、被災した中小企業支援のため独自の低利融資制度「緊急災害復旧資金」を創設、十五日から申し込みを受け付ける。最高五千万円を貸し付け、融資率は県、市で総額四千億円。通産省も政府系金融機関の災害復旧貸付制度を、ほぼ同様の融資条件で運用する。

緊急災害復旧資金の対象は、市町から種(一)災証明を受けた中小企業経営者ら。融資は十年間で、当初三年間は元本を据え置き、利息も免除。四年日以降は年利一・五%。融資限度額は五千万円だが、組合の場合は一億円。従業員二十人以下の企業は、五百万円まで担保・保証人不要で借り

お知らせ

『民間宿泊施設の特別あせん』

が来ています。

高齢者の方、その他、条件はありますが、

詳しい事は、よろす"相談室まで

来て下さい。

らる。十五日から七月末まで、県、市の制度融資を取り扱った金融機関で受け付ける。一方、商工組合中央金庫や中小企業金融公庫、国民金融公庫も既存の災害復旧貸付制度を大幅に条件緩和する。既に三%当初三年間に下っている利息を、その二・二五%（同）に引き下げる。

所得税減免 内容と手続き

阪神大震災で被災した人
とめてみる。所得の減免措置が、一九九四年分所得にもさかのぼって適用され、所得条件も緩和されることが八日、事実上決まった。これで税金が減免される被災者は大幅に広がり、住宅も家財に損害を受けた人は、来年末まで待たなくても税の還付や軽減を受けることができると、その内容も手続きをま

支援の輪

震災
くらし再建
情報コーナー

が対象。損害額から所得の十分の一を引いた額を控除できる。

災害減免法は、損害額が家財の家財の半分以上に及んだ場合適用され、特別措置で所得上限は六百万円から三千万円に、所得五百万円以下が全額免除、五百万円超えから七百五十万円以下が十分の一、七百五十万円超えから一千万円以下が四分の一軽減される。

を受けられるが、住宅や家財の損害額は被災する直前の時価。高価な家具や貴金属のほか、別荘、書画、骨とうなどは認められない。

九四年分で減免措置を受ける場合、所得税を源泉徴収されている給与所得者は還付申告、事業や不動産所得者は確定申告が必要。二月中とみられる法成立後、り災証明書など損害を証明するものがあれば、税務署のほか、特設の設けられる会場などで受け付ける。

ただし、被災地域は通常の確定申告期間(十六日か

窓

談話委員室から

アジア協会友の会事務局長と、インドの人々のたくましさの鈴木誠也さん(左)は神戸市東灘区の自宅で大震災にあった。自宅も被害を受けたが、会の仲間も被害を得て、避難所に入っていない被災者の支援活動を続けている。

この会は、アジア各地の井戸掘りや植林などの支援を続けるボランティア組織だ。鈴木さんは、電気も水道もガスもないインドの田舎で学んだ知恵を、ほかの被災者に伝授した。

もともと、掘った穴にした便所を土に早く浸透させるため、用便後に紙を使わない方法を教えたが、だれもできなかった。

「私たちの生活基礎のなさ」

カ所に井戸を掘った。公園の「せせらぎ」としても市民を来しませ、この大震災では「救いの水」になった。

井戸だけではない。自転車やラジオなど、よりシンプルな機械が被災地で重宝された。

私たちは、新しい便利なものができると、一斉に切り替える傾向が強すぎたと思う。古いものを日常の中で残す工夫が必要だ。

例えば、自転車はいまも健在だが、自転車専用道路の整備は遅れている。必要と見える山奥まで自動車道の整備が進んでいることと比べ、バランスを失っていないか、考え直す機会にしたい。

〈慎〉

お集しませ
本日、4時から講堂で
ジャズコンサートがあります。
皆さん、ぜひ来て下さい!

三月十五日)が大幅に延長されているため、大坂国税局は「あわてないで混雑を避けて申告してほしい」と呼びかけている。

児童・生徒
県教委調査

疎開したって心はわが町

7割1年で戻る

阪神大震災で疎開している生徒は現在約二万二千人、中学生の約七割が、一年以内に元の居住地に戻るつもりであることが、兵庫県教委の九日までの調査で分かった。疎開児童・

生徒は現在約二万二千人、中学生の約七割が、一年以内に元の居住地に戻るつもりであることが、兵庫県教委の九日までの調査で分かった。疎開児童・

保護者らの聞き取りなどをした。それによると、七割近い約千五百人が、一年以内

「ライフラインの復旧や仮設住宅次第」などと答えていた。一方、公立小、中学校の教員の定数は、本来なら毎年春の児童・生徒数に基づいて算定されるが、県外への転校が一万余人おり、従来の方法では、単純に計算しても四百人近い教師が定数外になる。県教委は被災前の教職員数を確保できるような文部省に要請する。澤田功・県教育次長は「子どもたちをいつでも迎えられるような体制を整えるのが、真の意味で学校復興になる。文部省には、財政的支援を強く求めていきたい」と話している。

今日は、雪もちらちら寒い日にとなりましたが、いかにお過ごしでしょうか。心と体の変化について説明されたパンフレットが北海道から届きました。よろしく相談室に置いてあります。どうぞ、おまち寄り下さい。

被災児童に「心のケア」

阪神大震災で子供が受けた心の傷のケアを指導している兵庫県児童福祉課は、九日、カワフンセラピー派遣

日まで、カワフンセラピーが被災地や県内の疎開先の学校に向いて、子供の相談に応じる「出張相談」の検討を始めた。精神面のケアは、避難所だけでなく、疎開先で生活する子供にも必要との観点から、県教委とも協力しながら継続的な相談を行いたいとしている。

今回の震災で、他の公立学校に転校した児童・生徒は約二万二千人。転校先は全国各地に散らばっているが、全体の四分の一に当たる約六千人は県内での転校で、八割強が小学生。被災地では、市民が避難している学校が多く、子供の心理的な相談に応じる余裕がないのが現状。そのため同課は、相談が待ちどまられるのを待つだけでなく、心理判定員やケースワーカーなど専門家を学校に派遣して、相談の掘り起こしを行う。

西川智恵子・同課長は「被災者として子供と同じショックを受けた神戸や阪神地域の教師と違い、被災地以外では、教師が震災を直接体験していないだけに、子供たちの微妙な心の動きが見えにくいのでは」と話し、県教委と連携しながら、転校しても相談が継続できるようにシステムづくりを進めたいとしている。

◆園児 児童に遊び場提供 外国人の先生とゲーム、歌、ダンス、お絵かきなど日本語と英語で。日本人保育も、平日の前9:30正午、後1:30-3:30、2月未だ。無料。要予約(前9:後3受け付け) JR住吉駅北へ徒歩一分、子供英語教室ヒューワフ ロックン078-8566

◆乳幼児の保育所受け入れ これまでに入所していなかった児童についても相談に応じる。被災地居住の人は各市の福祉事務所、町役場の保育担当課へ。他地域の人は居住地市役所、町役場の保育担当課へ。兵庫県児童福祉課078-362-3199

Q 地震発生から三週間以上が過ぎた。被災者はさまざまな心の重荷を背負っている。初めの約一週間は、ほろ然自失の状態だった。以上が過ぎた。被災者はさまざまな心の重荷を背負っている。初めの約一週間は、ほろ然自失の状態だった。



精神的ケア

Q 具体的などのような変化が起きますでしょうか。 A 眠れない、マイライラする、集中力がない、マイちよつとした音に敏感に反応する、喜怒哀楽の感情が起きない、最もショックだった光景が思い出したくないのに何度もよみがえる、悪夢をよく見る、など多様です。もちろん、個人差があり、この状態だけで、精神に疾患を持ったとは思わないでほしい。

ストレス発散必要

Q 本人は自分の変化を分かっているのか。 A 普段の自分と違うなと感じている人は多いと思

第三者との語らいを

Q 各地の保健所などに。 A 専門医の治療が必要になりますが、相談はどのようにならざるべきか。 A 二、三日以上ほとんど眠れない状態が続く、食事が極端に落ちる、周囲の音や会話が被害的に聞こえる。

Q 避難所のボランティア。 A 発生後二週間を過ぎたころから、ボランティアにも入院を必要とする人が出てきた。被災者の立場の人も多いのに自己犠牲をしないと続けられない仕事だ。心身の疲れが出ているのに無理をしている人がいるのでは。自分の健康を維持してこそ人に奉仕できる。活動は長期化する。交代で休みを取ってほしい。

◆無料映画上映会(新神戸オリエンタル劇場) 11月12日「クルランニン」 17日「天使にラブソングを」 24日「ホームフロン」 上映は金曜が後2:30、土日が前11:30、後2:30。会場は30分前、いずれも定員600人で全自由席。08-2991-1100

ボランティア号外

震災ボランティアに多発

燃え尽き症候群

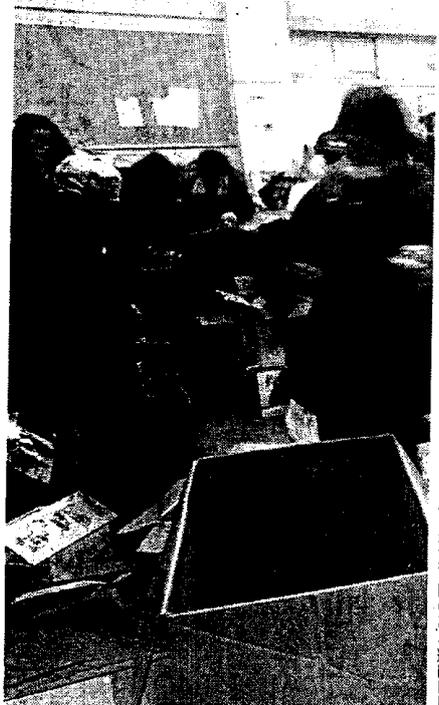
責任感から全力投球…精神不安定

「長丁場、気長に」

林防災研 行政職員も要注意

阪神大震災から約四週間。避難所生活を送る被災者の疲労はもろもろ、復旧・復興対策に追われるボランティアにも、「燃え尽き症候群」などの症状が表れ始めている。頻繁に被災地を訪れている林有男・京大防災研究所助教授(防災心理学)は、「ボランティアにも、被災者と同様、ストレスのサインとなる心や体に異調が出ている」とし、自己診断用のチェックシートを制作、兵庫県に届けた。

被災地には現在、十カ所の「保護所に精神科診療所」が設置され、震災で精神的なショックを受けた被災者らへの対応が続いている。兵庫県内には、最近、



強い責任感から全力投球でボランティア活動を続けたものの、突然、燃え尽きたように無気力になり、病院に足を運んだ人がいた。また、慌ただしい活動の渦中、気分が高揚し、多井で落ち着きがなく、その状態になって運ばれてきたボランティアも、このほか、実家の後片付けを不眠不休で行い、精神不安定状態になった人もいた。各地の精神科診療所には、似通った事例が寄せられている。

林助教授は震災直後から、避難所生活をする被災者だけでなく、ボランティアや消防署員、避難所を支える教師、行政職員らにも、心身のケアが不可欠だと考えてきた。制作した自己診断用チェックシートには、「すゝめ腹が立ち、他人を責めたくなる」など、ストレスのサインを列挙したほか、ストレス軽減法なども提示。「災害対策に携わる皆さんが倒れたら、代わりはいない。皆さんの心身の健康こそが災害対策を進める原動力」と、休息の勧めも盛り込んだ。

林助教授は「復旧・復興事業は、長丁場になる。がむしゃらに進む玉砕型ではなく、持久戦を意図して、休もう、気長にやろう、と心掛けて」と指摘する。

皆さん、お疲れ様です。月305株の無理せず。おしよ、おしよ、おしよ。Yoko.

毎日お疲れさまです。心にたまったものを少しずつでも出して、おやすみください。おやすみください。

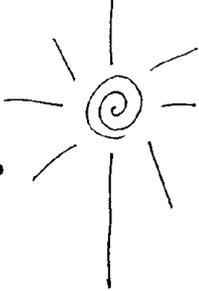
ヤッポー！ 体カと心にはゆとりをちまよう！ Tea Room よろしく！

ボランティアも人間だ！自分でも「ふれたら不けいして、思ったら不けいして、お茶のみ(お茶)を飲んで、読んではい

犬も歩けば猫も歩いちゃう。ボランティア活動を経験する中、人ごみで歩くと、犬も歩けば猫も歩いちゃう。

今日00時、12時45分。

助け合う仲間がいます。一人ひとりが、被災した方々のために、仲りと自覚心を大切にしてください。



雇用保険の受給について

② 次の場合に受給されます。

1. 正社員・パート・アルバイトで本人が雇用保険に6ヵ月以上加入している場合
2. 会社が雇用保険に加入していない場合でも雇用保険に加入し、6ヵ月分の保険料を支払った場合（会社が雇用保険に加入すること）
3. 個人で雇用保険に加入している場合

a. 会社に務めている場合

① 注) 次の要件を全て満たしていること。

- ① 会社が営業しているかどうか
- ② 本人がその会社と雇用関係にあるかどうか
- ③ 会社から賃金が支払われているかどうか
(給与明細書)

b. アルバイトで働いている場合 → (6ヵ月以上働いている事)

1週間(=20時間以上)働いて、年間90万円以上の収入がある場合は被保険者とみなす。

4. 会社は営業しているが、会社が本人に解雇・休業等を命じ、働けなくなった場合は、次のいずれかの証明書をとりこ。

- | | |
|----------|--------------------------|
| a. 解雇証明書 | *もしとれない場合は職安に行って相談して下さい。 |
| b. 離職 " | |
| c. 休業 " | |

会社ですぐに出勤せよと命じられたが、何らかの事情で出勤できない場合や、会社がなくなりどうしようもない場合は、職安に御相談下さい。

神戸職業安定所	393-1071
灘 職業安定所	291-8609

HOT NEWS

水が出はじめました。
生水は飲まないようお願いいたします。

職権

で個人が加入

6ヵ月分

$$\left[\frac{14.5}{1000} \times \frac{1}{2} \times 6 \right]$$

約10万円 → 約3000円

取手の
雇用保険適用課